

## 資料7-1

諮問 第614号  
環水大管発第2406181号  
令和6年6月18日

中央環境審議会会長  
高村 ゆかり 殿

環境大臣 伊藤 信太郎  
(公印省略)

### 生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第3項の規定に基づき環境大臣が定める基準における生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価について貴審議会の意見を求める。

#### （諮問理由）

農薬登録制度における生態影響評価の充実を図るため、第6次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）等において、従来の生活環境動植物への急性影響に関するリスク評価に加え、新たに長期ばく露による影響を対象としたリスク評価を導入することとされている。

このため、当該評価について貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第1326号  
令和6年6月19日

中央環境審議会 水環境・土壤農薬部会  
部会長 古米弘明 殿

中央環境審議会  
会長 高村ゆかり  
(公印省略)

生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価について  
(付議)

令和6年6月18日付け諮問第614号をもって環境大臣より、当審議会に  
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規  
定に基づき、水環境・土壤農薬部会に付議する。